

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月4日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第37号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～エ [略] オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間 カ・キ [略] (8) 復職時調整 初任給等規則第43条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。） <u>第6条又は公益法人等派遣条例第6条の規定による号給の調整をいう。</u> (9)・(10) [略] (改正給与条例附則第8項等の人事委員会規則で定める職員) 第3条 改正給与条例附則第8項、改正給与等条例附則第8項、改正任期付研究員条例附則第4項及び改正任期付職員条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略]	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア～エ [略] オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「 <u>育児休業法</u> 」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間 カ・キ [略] (8) 復職時調整 初任給等規則第43条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。） <u>第8条、公益法人等派遣条例第6条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第10条の規定による号給の調整をいう。</u> (9)・(10) [略] (改正給与条例附則第8項等の人事委員会規則で定める職員) 第3条 改正給与条例附則第8項、改正給与等条例附則第8項、改正任期付研究員条例附則第4項及び改正任期付職員条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>切替日以降に一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第6条の2第1項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務（次条第1項第4号において同じ。）を始めた職員</u>

(4) [略]

(5) [略]

(改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第43条又は改正給与条例附則第23項の規定による改正前の育児休業条例第6条若しくは改正給与条例附則第24項の規定による改正前の公益法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 再任用職員異動をした場合 改正給与条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）別表第1から別表第5までの給料表又は改正給与等条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第

(5) [略]

(6) [略]

(改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第43条又は改正給与条例附則第23項の規定による改正前の育児休業条例第8条若しくは改正給与条例附則第24項の規定による改正前の公益法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

(5) 再任用職員異動をした場合 改正給与条例による改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表又は改正給与等条例による改正前の給与等条例別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間等条例第2条第2項

<p>2項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 (<u>その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>)</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。